

公道の場合：道水路台帳平面図や現地実測などを基に市杭等を明記してください。  
 私道の場合：公図や現地実測などを基に既存境界杭や側溝等を明記してください。

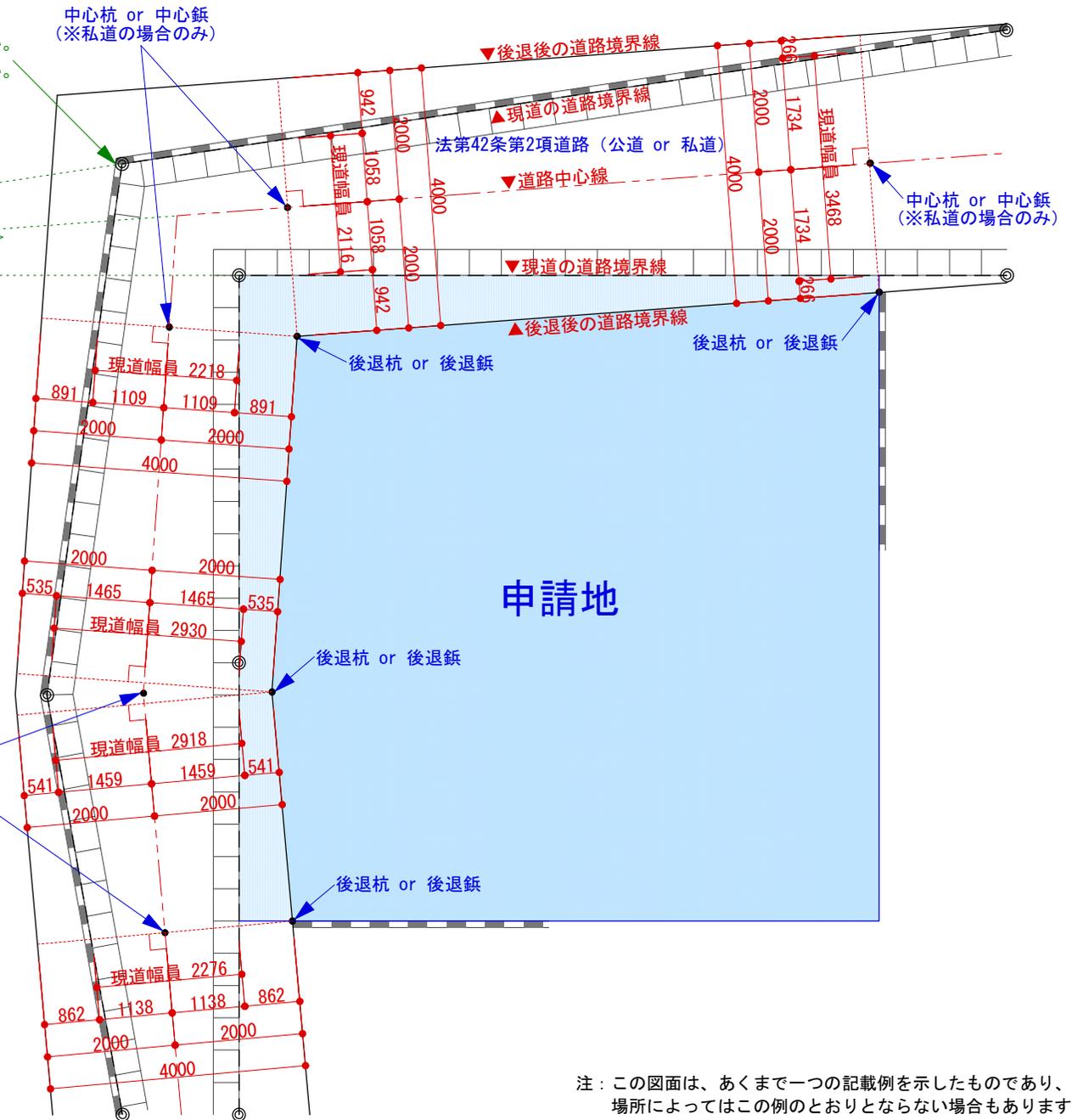
<公道の場合の道路中心線>

道路中心線（中心振り分け）の求め方の一つとして、角度の二等分線とする方法があります。なお、場所によっては一方後退等別に定めていることもありますので、建築審査課窓口にてご確認ください。  
 （お電話・メール・FAXなどによるお問い合わせは、場所の把握・特定等が困難ですので、お受けできません。ご了承ください。）

<私道の場合の道路中心線>

私道の場合は、道路または道路に接して権利を有している関係権利者等と協議のうえ、道路中心線及び後退線を確認してください。  
 また、配置図内に「道路中心線は関係権利者と協議済」の旨を記載してください。

中心杭 or 中心鉄  
 (※私道の場合のみ)



注：この図面は、あくまで一つの記載例を示したものであり、場所によってはこの例のとおりとならない場合もあります。